

【論文】

わが国における包括利益開示の実態分析

Analysis of Comprehensive Income in Japan

吉田 武史
Yoshida Takeshi

目次

はじめに

1. 純利益との比較による包括利益の性質
2. 銀行業における包括利益開示の実態分析
3. 製造業における包括利益開示の実態分析
4. 包括利益開示の意義と課題

おわりに

(要旨)

本稿では、近年、開示されることとなった包括利益について、銀行業と製造業（電気機器業と輸送機器業）における実態分析を行っている。具体的には、包括利益、当期純利益およびその他の包括利益に関して、それぞれの内容や金額を分析し、包括利益開示の意義と課題を明らかにしている。その結果、その他の包括利益は、市場環境、経済環境あるいは政府の政策といったマクロレベルの影響を直接受け、金額が大きく変動するものであり、企業自体の経営や意思決定といったミクロレベルの影響を直接受ける当期純利益とは性質が異なることが明らかとなった。また、その他の包括利益には、限定的なマネジメントが可能であることも指摘している。

包括利益開示の意義は、第1に、資産あるいは負債の実態を明らかにすること、第2に、その他の包括利益のマネジメントの可否に関する説明責任を事後の検証によって果たすことができる可能性があること、第3に、経営者のその他の包括利益および包括利益に関する将来の変動リスクに対する事前の対策を説明することを可能にすることに求められる。

他方、包括利益開示に伴う課題は、第1に、包括利益全体の変動の責任を経営者が負わねばならない可能性があること、第2に、包括利益は、マクロレベルの変化により金額が大きく変動するため、純粋な企業業績の判断指標とはなりえないこと、第3に、その他の包括利益が異質なフロー項目の集合としてゴミ箱化しかねない可能性があることである。

包括利益は、当期純利益とその他の包括利益を明確に区別し、それぞれが異質の利益であることを明らかにして開示されなければならない。

はじめに

わが国においては、2011年3月31日以後に終了する会計期間より、連結財務諸表作成企業に対して、企業会計基準委員会 (Accounting Standards Board of Japan : ASBJ) より公表された企業会計基準第25号「包括利益に関する会計基準」が適用され、包括利益の開示が行われている。アメリカにおいては、1997年6月に、アメリカ財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board : FASB) から、財務会計基準書 (Statement of Financial Accounting Standard : SFAS) 第130号「包括利益の報告 (Reporting of Comprehensive Income)」が公表され、証券市場への上場企業に対して、すでに適用されている。さらに、国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board : IASB) は、2007年に改訂された国際会計基準 (International Accounting Standard : IAS) 第1号「財務諸表の表示 (Presentation of Financial Statements)」において、国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards : IFRS) を適用する企業に、包括利益の開示を求めている。

このように、近年、包括利益が新たに計算および開示されることとなった背景は、その他有価証券を公正価値評価した場合の評価差額の取扱いに求めることができる。このような評価差額は、伝統的な実現概念で説明できないフロー項目であり、当期純利益に含めることには問題があるとされ、貸借対照表の純資産に直接計上することが求められた。しかしながら、本来的にフロー項目である評価差額を純資産に直接計上することは、純資産が「曖昧なゴミ箱となり、かつ重要な情報のかたまり (Beresford, D. R., L. T. Johnson and Reither, C. L. [1996] p.72)」となる可能性があることが指摘された。このようなことを

考慮し、評価差額の透明性と理解可能性を高めるため、フロー情報として、評価差額がその他の包括利益とされた (FASB [1997] para.87)。さらに、評価差額がその他の包括利益に計上され、利益概念が当期純利益から包括利益へと拡張されたが、その他の包括利益として識別された項目は業績には結びつかず、その項目を業績に含めることは投資意思決定に関する混乱を招くだけではなく、投資意思決定をミスリードする結果にもなりかねない (FASB [1997] para.70) ことも、併せて指摘されている。

そこで、本稿では、わが国においても開示されるようになった包括利益を分析し、当期純利益の開示との比較を行い、包括利益が開示される意義と開示に伴う課題を明らかにしたい。

なお、本稿では、第1に、金融機関のうち持合株式を多く有し、その他有価証券評価差額金が金額的に大きくなる銀行の包括利益と当期純利益、第2に、製造業者のうち海外での生産を目的として、現地に子会社を有し、為替換算調整勘定が金額的に大きくなる可能性のある電気機器業および第3に、従業員数が多く、退職給付に関する未認識数理計算上の差異や過去勤務債務などに多額の影響を与えると考えられる輸送機器業を分析対象とする。

1. 純利益との比較による包括利益の性質

わが国、FASBあるいはIASBによるそれぞれの包括利益は、その定義に関して大きな相違はない。それぞれの包括利益は、基本的には、期末の純資産から期首の純資産を差し引いて求められた変動額 (資本取引を除く) として、ストック面から定義される。包括利益の構成要素は、大別して当期純利益とその他の包括利益に2分類される。フロー面からは、収益から費用を差し引いた当期純利

益にその他の包括利益を加減算し、包括利益が求められる。本稿では、わが国の包括利益開示の分析を行うことから、わが国における包括利益と当期純利益の内容を検討する¹⁾。

わが国における包括利益の規定には、ASBJから公表された「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」と企業会計基準第25号「包括利益に関する会計基準」の2つがある。「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」において、包括利益は、特定期間における純資産の変動額のうち、報告主体の所有者である株主、子会社の少数株主、および将来それらになり得るオプションの所有者との直接的な取引によらない部分（企業会計基準委員会〔2006〕第8項）であるとされる。前述したとおり、包括利益は、資本取引を除き、期末純資産と期首純資産の変動額とされ、純資産が資産と負債の差額であることから、包括利益は資産と負債の期間変動によって求められる。包括利益を計算する鍵概念は資産と負債となる。資産と負債の変動は、伝統的な実現概念による収益あるいは費用と公正価値評価による評価差額とに区別されず、両者のいずれも包括利益の構成要素となる。包括利益は、実現あるいは未実現を問わず、一会計期間に認識された資産と負債の変動額のすべてを含む。

他方、当期純利益は、特定期間の期末までに生じ、報告主体の所有者である株主、子会社の少数株主および将来それらになり得るオプションの所有者との直接的な取引による部分を除いた純資産の変動額のうち、その期間中にリスクから解放された投資の成果であり、報告主体の所有者に帰属する部分とされる（企業会計基準委員会〔2006〕第9項）。当期純利益についても、資産と負債の差額である純資産の変動に基づいて定義されるが、その変動のうち、投資のリスクから解放された部分という限定が付されている。投資のリスクからの解放という概念は、投資時には明

らかとなりえない不確実性が確実性へと変化したことを意味している。このようなリスクは、利益が取り消されることがなく（＝不可逆性）、かつ利益金額が確定（＝確定性）したことによって、解放されると考えられる。したがって、投資のリスクからの解放は、従来の実現概念と同様の思考と考えることができる。当期純利益は、収益から費用を控除した後、少数株主損益を控除して求められるとされ、フロー面からも規定されており（企業会計基準委員会〔2006〕第11項）、従来の概念から変更されていない。

これまでの検討から、包括利益と当期純利益との相違は、第1に、包括利益が資産と負債といったストック面から規定されるのに対して、当期純利益が収益と費用といったフロー面から規定されること、第2に、包括利益には実現や未実現の限定が付されていないのに対して、当期純利益には取消の不可逆性や金額の確定性といった投資のリスクからの解放という限定が付されていること、第3に、包括利益には取消の不可逆性や金額の確定性といった限定がなく、利益の変動性が高いが、当期純利益は、限定が付されることによって、利益の変動性が包括利益に比して小さいことである。

当期純利益は、上記のような特性から、伝統的に処分可能利益としての位置づけが与えられてきた。他方、包括利益の位置づけは明らかにされていないが、その特性は、変動性が高い評価差額を含み、資産あるいは負債の処分のタイミングによる利益操作の幅を狭め、利益の透明性を高める点にある。

このように、包括利益には変動性が高い評価差額が含まれるが、それこそがその他の包括利益である。その他の包括利益は、包括利益のうち当期純利益および少数株主損益に含まれない部分として定義されている（企業会計基準委員会〔2006〕第12項）。その他の包括利益の内訳項目には、その他有価証券評

わが国における包括利益開示の実態分析

償差額金、繰延ヘッジ損益、為替換算調整勘定、退職給付に係る調整額および持分法を適用する被投資会社のその他の包括利益に対する投資会社の持分相当額がある²⁾。これらの項目は、退職給付に係る調整額を除けば、市場環境の変化による価格変動により生ずる項目であり、価格変動の影響を直接に受ける。退職給付に係る調整額以外のその他の包括利益の項目は、市場環境や経済環境の変化によって生ずるフロー項目であり、その変化とは市場環境や経済環境の変化による価格変動となる。このことから、その他の包括利益の変動性は高く、その統制はマクロ経済レベルあるいは国家の政策レベルによってのみ可能であり、経営者の統制が及ばないと考えられる。市場環境や経済環境の統制は一国のマクロ経済レベルあるいは国家の政策レベルによっても可能でない場合さえある³⁾。

他方、当期純利益は、伝統的に会計上で考えられてきた、実現、発生、対応あるいは配分という思考によって形成されており、資産の売却（実現）、資産の費用化（棚卸資産や固定資産の配分）、費用認識に伴う負債の計上（引当金の配分）といった経営者の見積や会計処理のタイミングにより、利益額をある程度統制することが可能と考えることができる。

以上のような包括利益と当期純利益の性質

を踏まえた上で、以下では、まず、銀行業における包括利益と当期純利益の開示を比較した実態分析を行いたい。

2. 銀行業における包括利益開示の実態分析

2015年3月期において、東京証券取引所第1部に上場されている銀行業は87行であり、このうち、2015年3月期より過去5年分の包括利益や当期純利益の開示がないものは3月期の決算ではないものを除いた銀行数は79行である。したがって、ここでは、この79行に関する包括利益開示の実態分析を行う。

まず、〔表1〕には、2011年3月期より2015年3月期までの各利益の計上企業数が示されている。銀行業という特性より、持株株式としてその他有価証券を一定程度保有していると考えた場合、その他の包括利益およびそれを構成要素とする包括利益は、日経平均株価の動きと相関関係があると考えられることから、〔表2〕には、2010年3月から毎年3月の日経平均株価の平均額が示されている。

〔表1〕より、その他の包括損失の計上が多い年度は2011年3月期であり、63行が計上している。つづいて、2014年3月期に33

〔表1〕 銀行業における各利益の計上企業数⁴⁾

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
当期純利益	74行	78行	77行	79行	79行
当期純損失	5行	1行	2行	0行	0行
その他の包括利益	16行	77行	79行	46行	79行
その他の包括損失	63行	2行	0行	33行	0行
包括利益	62行	79行	78行	79行	79行
包括損失	17行	0行	1行	0行	0行

出所：各企業の有価証券報告書により筆者作成。

〔表2〕 各年3月における日経平均株価の月平均額

(単位：円)

2010年3月	2011年3月	2012年3月	2013年3月	2014年3月	2015年3月
11,089.94	9,755.10	10,083.56	12,397.91	14,827.83	19,206.99

出所：筆者作成。

行が計上している。

2011年3月期では、〔表2〕に示されているとおり、日経平均株価が2010年3月期の11,089円94銭から9,755円10銭へと約1,300円程度も下落しており、このような株価下落の影響を直接的に受けたことにより、その他の包括損失を計上した銀行が多かったものと考えられる。他方、2014年3月期においては、2013年3月から2014年3月の日経平均株価は、約2,500円程度上昇しているにもかかわらず、その他の包括損失を33行が計上している。

さらに、2011年3月決算において、当期純損失を計上した銀行数は5行であり、5年間のうち、最大の行数となっているが、それに比して、その他の包括損失を計上した銀行数は63行であり、当期純損失を計上した銀行数のおよそ12倍となっている。その結果、包括損失となる銀行数は17行であり、当期純損失を計上した銀行数の3倍以上が包括損失を計上している。このことから、その他の包括利益の金額が包括利益の計算に多大な影響を与え、かつその他の包括利益は株式市場などの影響を直接的に受けると考えることができる。

日経平均株価が前年より上昇した2014年3月期において、多くの包括損失額を計上している3行の開示内容は以下のとおりである。

- (1) その他の包括損失計上額が最も多額である北洋銀行では、債券（国債や外国債）を中心としたその他有価証券の売却により、包括利益の組替調整⁵⁾が行われた結果、81,884百万円の包括利益が減額されている。また、当期に新たに発生

したその他有価証券評価差額金である31,877百万円を組替調整額から差し引いた50,007百万円がその他の包括損失の大部分を占めている。

- (2) 泉州池田銀行では、その他有価証券にかかる損失が16,217百万円となっており、これがその他の包括損失の大部分を占めている。
- (3) あおぞら銀行では、外国債券の時価下落による損失が11,560百万円となっており、これがその他の包括損失の大部分を占めている。
- (4) また、注目すべき事項として、2013年4月から2014年3月までの外国為替の変動に関し、2013年4月では1ドル＝97円程度であったものが、2014年3月では1ドル＝102円程度と5円の円安となっている。この円安に派生して生ずる金利の影響により、外国債券などの時価下落が生じている可能性も考えることができる。

以上から、その他有価証券評価差額金に関するその他の包括損失の計上原因は、以下の2つを考えることができる。それは、第1に、証券市場、為替市場あるいは金利の変動の影響を直接的に受けたことによって、その他の包括損失が計上されるケースである。第2に、正の値のその他有価証券評価差額金を有しているその他有価証券を売却したことにより、組替調整を行う必要が生じ、当該組替調整を行った結果、その他の包括利益が減額され、その他の包括損失が計上されるケースである。

このような2つの原因は、その他の包括利益の計上にも当てはまると考えることができ

よう。つまり、第1に、証券市場、為替市場あるいは金利の変動の影響を直接的に受けたことによってその他の包括利益が計上されるケースであり、第2に、その他有価証券を売却しないため、組替調整は行わず、その他の包括利益には影響を及ぼさないケースである。さらに、これらの2つの原因は、市場変動の影響を受けるケースにおいては、グローバル化したマクロ経済あるいは政府の政策に原因が求められ、経営者の責任の範囲外と考えることができるのに対して、組替調整を行うケースにおいては、その他有価証券の売却といった経営者の意思決定の結果としてその他の包括損失が計上されることから、経営者の責任の範囲内と考えることができる。このようなその他有価証券の売却による組替調整から生ずるその他の包括損失は、経営者が包括利益のマネジメントを行っていると考えることができる。つまり、組替調整により生ずるその他の包括損失を吸収できるだけの有価証券売却益を計上することができる状況であるならば、当期純利益が計上され、さらに、当期純利益に含まれる有価証券売却益がその他の包括損失を吸収し、結果として、包括損失ではなく、包括利益が計上される。

また、組替調整による包括利益のマネジメントは、その他の包括利益累計額が包括利益計算書を通じ、包括利益から当期純利益に振り替えられるだけであり、企業の純資産額自体に変化は生じない。ただし、その他の包括利益累計額に計上されていた金額が利益剰余金へと振り替えられることとなるために、企業の純資産額のうち、株主資本以外の項目から株主資本への金額の変化は生ずることとなる。

なお、アメリカにおいて、フォーチュン誌500社における当期純利益、その他の包括利益および包括利益の開示を分析した研究(McCoy, T. L, Thompson, J. H and Hopkins, M. A [2009] p.89)においては、包括利益で

あるが当期純損失となっている企業が、1999年にはゼロ社、2000年には4社および2001年には2社とされている。他方、包括損失であるが当期純利益となっている企業が1999年には19社、2000年には19社および2001年には24社とされている。本稿の分析時期や分析対象とは異なっているために、本稿の分析とアメリカにおける分析との純粋な比較はできないが、それぞれの傾向としては、当期純利益にもかかわらず、市場環境、経済環境あるいは政府の政策によって、包括損失となる企業が比較的多いと考えることができよう。

つづいて、銀行業における2011年3月期から2015年3月期までの当期純利益、包括利益およびその他の包括利益のそれぞれの総額と、当期純利益とその他の包括利益の包括利益に占める割合を示せば、〔表3〕のとおりとなる。

〔表3〕では、当期純利益が包括利益の50%以上を占めている年度が2011年、2012年および2014年の3年であり、それ以外の2013年と2015年については、その他の包括利益が包括利益の50%以上を占めており、その他の包括利益が包括利益の主たる構成要素となっている。当期純利益を本業から生じている利益とみて、評価差額を中心として構成されるその他の包括利益を本業以外の要因によって生じている利益とみて、利益のボトムラインを包括利益とした場合、前述したとおり、経営者の統制が及ばず、マクロ経済レベルあるいは国家の政策レベルによってのみ、統制が可能となる市場環境や経済環境の変動から利益が生じている⁶⁾。このような利益数値は、経営者の責に帰すことができないものであり、この数値によって、企業業績を判断することは困難を伴うことが予想される⁷⁾。

なお、前述したアメリカの包括利益開示の実態に関する研究では、1999年から2001年

わが国における包括利益開示の実態分析

〔表3〕 銀行業における各利益の総額と割合

(単位：百万円)

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
当期純利益	2,088,499	2,211,999	2,678,148	3,070,162	3,024,105
	166.41%	67.95%	44.81%	77.20%	32.84%
その他の包括利益	△ 833,538	1,043,409	3,298,398	906,773	6,183,640
	△ 66.41%	30.25%	55.19%	22.80%	67.16%
包括利益	1,254,961	3,255,408	5,976,546	3,976,935	9,207,745

出所：〔表1〕と同じ。

〔表4〕 アメリカフォーチュン誌500社における各利益の総額と割合

(単位：百万ドル)

	1999年	2000年	2001年
純利益	445,516	1,119,697	198,405
	101.92%	103.49%	144.76%
その他の包括利益	△ 8,414	△ 37,710	△ 61,351
	△ 1.92%	△ 3.49%	△ 44.76%
包括利益	437,102	1,081,987	137,054

出所：McCoy, T. L, Thompson, J. H and Hopkins, M. A [2009] p.90を一部修正している。

までのフォーチュン誌500社の純利益、その他の包括利益および包括利益の総額は、〔表4〕のとおりとなっている。なお、本稿での対象期間や対象企業とは異なるため、純粋な比較ができないが、アメリカにおいて、その他の包括利益の影響は1999年と2000年では小さいが、2001年では、包括利益のうちその他の包括利益が△44.76%を占めており、市場環境や経済環境いかによっては、その他の包括利益の影響が大きくなることが明らかとなっている。

銀行業79行全体における2011年3月期から2015年3月期までの各利益の推移を示せば、〔表5〕のとおりとなる。さらに、2011年3月期から2015年3月期までの包括利益に占める当期純利益の割合に関する企業数を示すと〔表6〕のとおりとなる。

〔表5〕における平均値については、当期

純利益が緩やかに上昇しているのに対して、包括利益は年度によって、上昇と下落の幅が大きい。さらに、その他の包括利益に関しては、その変動の幅が大きいことはさることながら、2011年3月期と2014年3月期においては、急激に下落している。これは、〔表1〕で明らかにしたとおり、2011年3月期と2014年3月期において、その他の包括損失を計上した銀行数が多いこととの関係性があり、市場環境や経済環境の変化により生じたものと考えられる。

また、中央値に関し、当期純利益は、平均値と同様に、緩やかに上昇しているのに対し、包括利益は、平均値と同様、年度による変動幅が大きい。その他の包括利益は、2011年3月期と2014年3月期において、著しく下落している。

標準偏差については、当期純利益は約

わが国における包括利益開示の実態分析

〔表5〕 銀行業における各利益の推移

(単位：百万円)

		2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	期間全体
当期 純利益	平均値	26,437	28,000	33,901	38,863	38,280	33,096
	中央値	5,923	6,293	6,972	9,118	10,285	7,443
	最大値	719,795	544,324	673,514	754,323	731,622	754,323
	最小値	△ 30,458	△ 75	△ 8,788	701	648	△ 30,458
	標準偏差	93,967	86,389	102,643	116,523	109,760	102,031
その他の 包括利益	平均値	△ 10,551	13,208	41,752	11,478	78,274	26,832
	中央値	△ 2,644	4,686	10,803	344	17,680	4,630
	最大値	6,684	238,608	899,933	403,373	1,891,171	1,891,171
	最小値	△ 29,588	△ 4,955	1,038	△ 42,483	1,500	△ 329,588
	標準偏差	40,772	33,180	128,788	50,819	261,591	137,218
包括利益	平均値	15,886	41,208	75,652	50,341	116,554	59,928
	中央値	3,482	11,614	20,785	9,950	31,283	12,204
	最大値	390,207	782,932	1,573,447	1,157,696	2,622,793	2,622,793
	最小値	△ 45,224	932	△ 1,238	351	3,162	△ 45,224
	標準偏差	55,516	117,423	229,955	163,582	370,162	217,719

出所：〔表1〕に同じ。

〔表6〕 銀行業における包括利益に占める当期純利益の割合の推移

純利益÷包 括利益(%)	2011年		2012年		2013年		2014年		2015年	
	企業数	割合	企業数	割合	企業数	割合	企業数	割合	企業数	割合
0%以下	13	16.46%	1	1.27%	1	1.27%	0	—	0	—
0.01%～	0	—	2	2.53%	13	16.46%	0	—	17	21.52%
25.01%～	1	1.27%	27	34.18%	46	58.23%	8	10.13%	50	63.29%
50.01%～	4	5.06%	36	45.57%	14	17.72%	11	13.92%	11	13.92%
75.01%～	16	20.25%	11	13.92%	4	5.06%	30	37.97%	1	1.27%
100.01%～	9	11.39%	1	1.27%	0	—	18	22.78%	0	—
125.01%～	3	3.80%	1	1.27%	0	—	2	2.53%	0	—
150%以上	33	41.77%	0	—	1	1.27%	10	12.66%	0	—
合計	79	100%	79	100.01%	79	100.01%	79	99.99%	79	100%

出所：〔表1〕に同じ。なお、小数点第二位未満を四捨五入していることから、割合の合計が100%とならない年度もあることに留意されたい。

わが国における包括利益開示の実態分析

86,000 百万円から約 117,000 百万円の幅に収まっているのに対して、包括利益は約 55,000 百万円から約 370,000 百万円の幅となっており、当期純利益に対して、包括利益の標準偏差の変動が年度ごとに著しく異なっている。その他の包括利益は約 33,000 百万円から約 260,000 百万円の幅があり、包括利益と比べ変動幅は大きくはないが、包括利益は当期純利益とその他の包括利益の合計額であることから、包括利益の標準偏差の変動の大部分はその他の包括利益によってもたらされていると考えることができる。

また、〔表 6〕から明らかのように、包括利益に占める当期純利益の割合については、2011 年を除くと、おおよそ 0.01% から 100.00% の間に含まれている。このことは、包括利益に占める当期純利益が比較的安定していることを意味している。安定化という点に着目すれば、当期純利益は持続可能な企業業績の指標としての機能を有していると推察することができる。また、〔表 6〕を〔表 5〕に関連させてみると、当期純利益は安定的に推移しているとみることでもできよう。このことから、2011 年と 2014 年において、包括利益に占める当期純利益の割合が変動していることは、包括利益の変動性が大きいことを意味していよう。また、2011 年と 2014 年の変化が大きいことは、銀行業では、多くのその他有価証券を保有しており、当該有価証券の時価ないしは公正価値の変動により、包括利益が大きく変動していることをも意味している。

つまり、当期純利益は包括利益に比べ、変動が小さいことが明らかとなる。年度ごとの変動が小さいという点を考慮すれば、前述したとおり、当期純利益に持続性があると解釈することが可能であり、かつ将来に企業が獲得するであろう当期純利益の予測が比較的容易になるという特徴を有すると考えることができよう。他方、包括利益は年度ごとの変動

が大きいことから、持続性を伴っていると考えることができない。さらに、包括利益の主たる構成要素であるその他の包括利益の公正価値の変動は、将来において予見できない「ランダム・ウォーク (AAA's Financial Accounting Standards Committee [1997] p.124)」であり、将来に予見することができないという点に着目するならば、包括利益自体には情報価値が存在していると考えにくいといえよう。

したがって、包括利益の機能は、当期純利益と企業が保有する資産あるいは負債を公正価値評価した結果として生ずる公正価値の評価差額と貸借対照表の純資産を結びつける連結環であると考えることができよう。このことは、フロー項目である収益から費用を差し引いて求められる当期純利益とストック項目である資産または負債の公正価値評価によって生ずる純資産とを整合的に結びつけるための装置として、包括利益が利用されていることを意味している。

包括利益の構成要素となるその他の包括利益は、公正価値評価される資産あるいは負債の市場価値の変動に直接的な影響を受けることから、年度ごとにその変動幅が大きく、包括利益をマネジメントするという観点からは、いかにして公正価値評価による変動幅が少ないあるいは公正価値が下落しない資産または負債あるいはその組み合わせを保有するかということが求められる。

これまでの検討のとおり、銀行業においては、その他有価証券に該当する持合株式や債券が大量に保有されていることから、その他の包括利益および包括利益に与える影響が大きく、かつその変動も市場環境や経済環境に大きく左右される。

3. 製造業における包括利益開示の実態分析

これまで、銀行業を対象として、包括利益

わが国における包括利益開示の実態分析

開示の実態分析を行ったが、ここでは、まず、電気機器業における包括利益開示の実態を分析する。東京証券取引所1部に上場する電気機器業は159社であるが、このうち、決算月が3月以外の企業および過去5年間のデータが入手できない企業32社を除いた127社を分析の対象とする。なお、この127社のうち、当期純利益および包括利益の5年間のデータに関し、アメリカ基準に基づくものが7社あり、IFRSに基づくものが2社あるが、ここではさしあたり基準の差異を考慮せずに分析を行うことに留意されたい。

まず、電気機器業127社における2011年から2015年までの当期純利益、その他の包括損益および包括損益の計上企業数を示せば、〔表7〕のとおりとなる。これらの企業については、海外の現地法人を子会社として、現地生産を行っている企業も多いことから、その他の包括利益に占める為替換算調整勘定の割合が高い企業が大部分（96社÷127社＝約75.59%）である。したがって、これらの企業については、為替レートの変動

がその他の包括利益の金額に直接的に影響を及ぼすと考えることができる。なお、2010年から2015年までの3月における為替レートの1ヶ月平均を示せば、〔表8〕のとおりとなる。

〔表7〕および〔表8〕から明らかなように、円高が急激に進行した2010年3月から2011年3月において、119社がその他の包括損失を計上している。これは、その他の包括利益のうち、多額の為替換算調整勘定が計上されている電気機器業に対し、多大なインパクトを与えた結果であると考えられる。為替レートの変動は、金利の影響、政府の為替政策あるいは機関投資家などの複雑な影響を受けることから、企業経営者が統制不能な事象となる。さらに、当期純利益を計上した110社は、その他の包括損失の影響を受け、最終的に包括利益を計上した企業が90社と20社も減少している。

2011年3月から2012年3月における為替レートは、5年間を通じて円高傾向であり、その結果、その他の包括損失を計上した企業

〔表7〕 電気機器業における各利益の計上企業数⁸⁾

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
当期純利益	110社	97社	103社	117社	121社
当期純損失	17社	30社	24社	10社	6社
その他の包括利益	8社	56社	125社	124社	125社
その他の包括損失	119社	71社	2社	3社	2社
包括利益	90社	95社	113社	120社	124社
包括損失	37社	32社	14社	7社	3社

出所：〔表1〕と同じ。

〔表8〕 各年3月における為替レートの月平均額

(単位：円)

2010年3月	2011年3月	2012年3月	2013年3月	2014年3月	2015年3月
90.54	81.83	82.47	94.81	102.27	120.38

出所：筆者作成。

わが国における包括利益開示の実態分析

が71社となっている。また、注目すべきものとして、この期間において、当期純損失を計上した企業は30社と5年間のうち最も多いものとなっている。電気機器の輸出についても、それが主たる事業となっていることを鑑みると、円高の影響は当期純利益にも影響を与えている。

2013年3月以降では、一転して円安基調となっている。これ以降、その他の包括損失を計上している企業は劇的に減少している。包括損失を計上している企業数も連動して減少している。電気機器業では、為替レートの変動が直接的に包括利益に影響を及ぼしていると考えられる。在外子会社に対して発生する為替換算調整勘定は、為替レートの変動により生ずるため、前述したとおり、経営者がマネジメントあるいは統制を行い、その責を経営者に帰することは本来できないと考えられる。しかしながら、その他の包括損失を計上する可能性を減少させる対策には、以下の2つがあるとされる(富田〔2011〕15頁)。第1に、在外子会社の資本を縮小させることであり、親会社へ多額の配当を行うことによって、在外子会社の利益剰余金を減少させることや、在外子会社への資本拠出としての投資ではなく、在外子会社への貸出による資金提供へと切り替えることである。第2に、純投資ヘッジを実施することである。すなわち、親会社への配当予定の原資となる

在外子会社の利益剰余金に為替予約を付すことや在外子会社の借入金に対して、親会社が通貨スワップや為替予約を実施することである。

このような対策によって、為替レートの変動の影響による為替換算調整勘定の変動を縮小させることは可能であるが、それでもすべての為替換算調整勘定の変動を統制することはできず、その他の包括利益の変動は、市場環境、経済環境あるいは政府の政策などに左右されよう。

つづいて、電気機器業における2011年3月期から2015年3月期までの各利益の総額と、当期純利益とその他の包括利益の包括利益に占める割合を示せば、〔表9〕のとおりとなる。さらに、2011年3月期から2015年3月期までの包括利益に占める当期純利益の割合を度数分布で示すと〔表10〕のとおりとなる。

〔表9〕に示されるとおり、包括利益にその他の包括利益が占める割合は、各年度とも30%を下回ることはなく、一定程度の影響を利益に与えている。したがって、経営者が完全に統制することができないとしても、その他の包括利益のマネジメントがある程度は必要とされよう。また、〔表10〕から明らかとなり、包括利益に占める当期純利益の割合は、2011年度を除けば、おおよそ25.01%～100.00%の範囲内にある企業が多い。こ

〔表9〕 電気機器業における各利益の総額と割合

(単位：百万円)

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
当期純利益	1,124,208	△ 595,796	△ 558,860	2,502,209	4,843,492
	648.68%	66.18%	△ 36.78%	48.08%	65.43%
その他の包括利益	△ 950,902	△ 304,501	2,078,421	2,702,495	2,558,913
	△ 548.68%	33.82%	136.78%	51.92%	34.57%
包括利益	173,306	△ 900,297	1,519,561	5,204,704	7,402,405

出所：〔表1〕と同じ。

〔表 10〕 電気機器業における包括利益に占める当期純利益の割合の推移

純利益÷包括利益(%)	2011年		2012年		2013年		2014年		2015年	
	企業数	割合	企業数	割合	企業数	割合	企業数	割合	企業数	割合
0%以下	20	15.75%	4	3.15%	10	7.87%	3	2.36%	3	2.36%
0.01%～	2	1.57%	1	0.79%	13	10.24%	8	6.30%	8	6.30%
25.01%～	2	1.57%	3	2.36%	29	22.83%	25	19.69%	35	27.56%
50.01%～	7	5.51%	17	13.39%	34	26.77%	48	37.80%	48	37.80%
75.01%～	14	11.02%	53	41.73%	27	21.26%	33	25.98%	28	22.05%
100.01%～	31	24.41%	29	22.83%	6	4.72%	3	2.36%	1	0.79%
125.01%～	18	14.17%	9	7.09%	1	0.79%	0	—	2	1.57%
150%以上	33	25.98%	11	8.66%	7	5.51%	7	5.51%	2	1.57%
合計	127	99.98%	127	100%	127	99.99%	127	100%	127	100%

出所：〔表 1〕に同じ。なお、小数点第二位未満を四捨五入していることから、割合の合計が100%とならない年度もあることに留意されたい。

のことは、製造業であることから、製品の製造および販売による利益たる当期純利益を安定的に獲得していることを意味している。したがって、その他の包括利益は、一定程度の影響を包括利益に与えているけれども、包括利益に対して、直接的に影響を与えているのは、当期純利益であると考えることができよう。

電気機器業における2011年3月期から2015年3月期までのそれぞれの利益の推移を示せば、〔表 11〕のとおりとなる。〔表 11〕のとおり、当期純利益の平均値については、銀行業とは異なり、各年度における変動が激しいものとなっている。そのために、2011年に標準偏差が約42,200百万円であったものが、2015年には約228,000百万円となっている。このように、電気機器業において、銀行業とは異なり、利益数値に大きなバラツキが生じているのは、資本の大きさ、資本構成あるいは研究開発力などの様々なバラツキが生ずる要因が各企業によって大きく異なっているためであろう。

その他の包括利益は、2011年と2012年

の平均値がともにマイナスであり、その他の包括損失となっているが、2013年以降はプラスとなっており、平均値に変動があるが、大きいものではない。標準偏差についても、最小額が2012年の約20,100百万円であり、最大額が2014年の約73,000百万円となっている。当期純利益にその他の包括利益を加減算した結果としての包括利益は、当期純利益の影響が含まれている分だけ、平均値および標準偏差の変動も当期純利益に比例して大きいものとなっている。

つづいて、輸送機器業における各利益の開示の実態分析を行う。東京証券取引所1部に上場する輸送機器業は63社であるが、このうち、決算月が3月以外の企業および過去5年間のデータが入手できない企業3社を除いた60社を分析の対象とする。なお、この60社のうち、当期純利益および包括利益の5年間のデータに関し、アメリカ基準に基づくものが1社、IFRSに基づくものが5社、アメリカ基準からIFRSへと適用を変更したものが1社あるが、電気機器業と同様、さしあたり基準の差異を考慮せずに分析を行う。

〔表 11〕 電気機器業における各利益の推移

(単位：百万円)

		2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	期間全体
当期純利益	平均値	8,852	△ 4,691	△ 4,400	19,702	38,138	11,520
	中央値	1,731	1,529	1,598	3,696	4,521	2,256
	最大値	238,869	347,179	175,326	884,467	2,522,706	2,522,706
	最小値	△ 261,261	△ 772,172	△ 754,250	△ 128,369	△ 222,347	△ 772,172
	標準偏差	42,248	96,644	88,426	85,391	227,973	125,710
その他の包括利益	平均値	△ 7,487	△ 2,398	16,366	21,279	20,149	9,582
	中央値	△ 886	△ 62	1,883	2,329	3,541	522
	最大値	591	45,402	302,979	545,122	283,780	545,122
	最小値	△ 205,811	△ 190,212	△ 697	△ 4,917	△ 1,672	△ 205,811
	標準偏差	25,609	20,190	46,472	73,059	46,954	47,808
包括利益	平均値	1,365	△ 7,089	11,965	40,982	58,287	21,102
	中央値	785	1,192	4,052	6,535	9,165	3,183
	最大値	228,459	392,581	435,758	1,429,589	2,680,135	2,680,135
	最小値	△ 361,607	△ 881,189	△ 647,324	△ 23,285	△ 161,061	△ 881,189
	標準偏差	45,382	102,357	102,092	149,664	249,240	148,224

出所：〔表 1〕と同じ。

まず、輸送機器業 60 社における 2011 年から 2015 年までの各利益の計上企業数を示せば、〔表 12〕のとおりとなる。なお、輸送機器業も電気機器業と同様、為替換算調整勘定を計上している企業が大部分（48 社÷ 60 社＝ 80%）であった⁹⁾。したがって、電気機器業と同様に、為替レートの変動の影響がその他の包括利益の金額に直接的な影響を及ぼすと考えることができる。

電気機器業と同様に、2011 年にその他の包括損失を計上した企業が 50 社あり、2012 年には 27 社あるが、その結果、包括損失となっている企業は電気機器業とは異なっている。包括損失となっている企業は、2011 年で 11 社、2012 年では 7 社であり、電気機器業とは異なり、多くはない。この原因は、その他の包括損失を上回る当期純利益を獲得し

ている場合とその他の包括損失の計上額が少ない場合の 2 通りが考えられる。

そこで、〔表 13〕および〔表 14〕において、輸送機器業における 2011 年 3 月期から 2015 年 3 月期までの各利益の総額と当期純利益とその他の包括利益の包括利益に占める割合を示すことによって、どのような原因によって、その他の包括損失を計上しており、最終的に包括利益となっているかを明らかにしたい。

〔表 13〕より、2011 年のその他の包括損失は、当期純利益を下回っており、その他の包括損失が当期純利益に吸収された結果として、包括利益となっている。2012 年はその他の包括利益となっており、電気機器業ではその他の包括損失となっているとは異なる。

当期純利益は、2011 年から 2012 年にかけて減少しているが、その他の包括利益は大

〔表 12〕 輸送機器業における各利益の計上企業数

	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年
当期純利益	57 社	55 社	54 社	58 社	56 社
当期純損失	3 社	5 社	6 社	2 社	4 社
その他の包括利益	10 社	33 社	59 社	59 社	59 社
その他の包括損失	50 社	27 社	1 社	1 社	1 社
包括利益	49 社	53 社	58 社	58 社	58 社
包括損失	11 社	7 社	2 社	2 社	2 社

出所：〔表 1〕と同じ。

〔表 13〕 当期純利益、その他の包括利益および包括利益の総額

(単位：百万円)

	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年
当期純利益	1,697,984	1,260,798	2,642,138	4,025,487	4,603,366
	179.11%	98.01%	50.53%	60.30%	57.99%
その他の包括利益	△ 749,981	25,608	2,586,921	2,650,020	3,335,126
	△ 79.11%	1.99%	49.47%	39.70%	42.01%
包括利益	948,003	1,286,406	5,229,059	6,675,507	7,938,492

出所：〔表 1〕と同じ。

幅に増加している。2012 年から 2013 年にかけて、当期純利益およびその他の包括利益ともに大幅に増加している。輸送機器業では、海外輸出をしている企業が多数あり、為替レートの変動の影響を受け、かつそれが売上高に直接的に大きな影響を及ぼしていると考えることができる。したがって、〔表 8〕の各年 3 月における為替レートの月平均額の円安傾向に歩調を合わせ、売上高が増加し、それにより、当期純利益が増加している。また、円安傾向に歩調を合わせ、2012 年以降、その他の包括利益が増加している。その他の包括利益については、ある程度推測することができたが、それを超える当期純利益を獲得したことにより包括利益となったのか、あるいはその他の包括利益自体のマネジメントを行ったからこそ、包括利益となったのかが明らかとなっていない。

また、〔表 14〕が示すとおり、輸送機器業においては、2011 年と 2012 年を除いて、包括利益に占める当期純利益の割合は、おおよそ 25.01%～100.00%の範囲内にある企業が多い。さらに、2011 年と 2012 年においても、包括利益に占める当期純利益の割合が大きく、当期純利益が包括利益に大きな影響を与えており、その他の包括利益の影響が大きいと考えることができない。このことは、電気機器業と同様に、製造業という業種の特徴から、製品の製造および販売による利益たる当期純利益の獲得が企業活動の中心であると考えることができる。

さらに、輸送機器業における 2011 年 3 月期から 2015 年 3 月期までの各利益の推移を示すと、〔表 15〕のとおりとなる。

輸送機器業における当期純利益の平均値は、2011 年から 2012 年にかけて減少して

〔表 14〕 輸送機器業における包括利益に占める当期純利益の割合の推移

純利益÷包括利益(%)	2011年		2012年		2013年		2014年		2015年	
	企業数	割合	企業数	割合	企業数	割合	企業数	割合	企業数	割合
0%以下	8	13.33%	2	3.33%	4	6.67%	0	—	2	3.33%
0.01%～	0	—	0	—	5	8.33%	3	5.00%	9	15.00%
25.01%～	0	—	1	1.67%	24	40.00%	20	33.33%	22	36.67%
50.01%～	1	1.67%	4	6.67%	18	30.00%	24	40.00%	18	30.00%
75.01%～	10	16.67%	25	41.67%	5	8.33%	10	16.67%	6	10.00%
100.01%～	16	26.67%	15	25.00%	2	3.33%	2	3.33%	1	1.67%
125.01%～	12	20.00%	5	8.33%	0	—	1	1.67%	0	—
150%以上	13	21.67%	8	13.33%	2	3.33%	0	—	2	3.33%
合計	60	100.01%	60	100.00%	60	99.99%	60	100.00%	60	100.00%

出所：〔表 1〕に同じ。なお、小数点第二位未満を四捨五入していることから、割合の合計が100%とならない年度もあることに留意されたい。

いるが、その後は、年度が進むにつれて増加している。これは、電気機器業における当期純利益の平均値の変動が著しかったのに対して、輸送機器業ではそれが比較的安定していることを示している。また、標準偏差に関しては、電気機器業と同様にその幅は広いものとなっている。最小は約 52,600 百万円であり、最大は約 288,800 百万円である。その他の包括利益の平均値の推移に関しては、電気機器業と同様に、2011 年より年度が進むにつれて増加している。輸送機器業においても、その他の包括利益の主たる構成要素が為替換算調整勘定であったことを鑑みると、両業種ともに同様の推移であることは、その他の包括利益のマネジメントが行われているということではなく、その他の包括損失を上回るほど十分な当期純利益を獲得したからこそ、包括利益が計上されていると推測することができる。

その他の包括利益の標準偏差は、電気機器業と比べその幅が大きく、最小では約 24,200 百万円、最大では 171,000 百万円となっており、そのバラツキの程度は大きい。

このことから考えてみても、輸送機器業において、その他の包括利益のマネジメントが行われているとは考えにくいといえよう。他の可能性としては、退職給付に係る調整額についての計上額あるいは償却のタイミングなどの選択が行われている可能性を指摘することができる。包括利益の標準偏差は、当期純利益およびその他の包括利益の標準偏差が大きなものとなっているため、それに伴って大きくなっている。

以上の検討より、輸送機器業においても、経営者によるある程度の為替換算調整勘定のマネジメントを行う余地があることが推察される。ただし、そのマネジメントは完全なものではなく、限定的なものとなる。

4. 包括利益開示の意義と課題

これまで、包括利益開示の実態分析を行ってきたが、そこで明らかとなったことをまとめると、以下のとおりとなる。

〔表 15〕 輸送機器業における各利益の推移

(単位：百万円)

		2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	期間全体
当期 純利益	平均値	28,300	21,013	44,036	67,091	76,723	47,433
	中央値	5,661	4,591	5,056	6,895	6,758	5,974
	最大値	534,088	283,559	962,163	1,823,119	2,173,338	2,173,338
	最小値	△ 60,042	△ 107,733	△ 21,122	△ 98,572	△ 29,558	△ 107,733
	標準偏差	87,448	52,593	137,612	247,454	288,790	186,539
その他の 包括利益	平均値	△ 12,500	427	43,115	44,167	55,585	△ 12,500
	中央値	△ 1,011	142	6,095	6,683	9,277	△ 1,011
	最大値	35,836	71,714	971,993	1,069,382	1,120,937	35,836
	最小値	△ 287,218	△ 150,698	△ 5,892	△ 872	△ 120,426	△ 287,218
	標準偏差	50,343	24,214	140,542	150,622	171,017	50,343
包括利益	平均値	15,800	21,440	87,151	111,258	132,308	73,592
	中央値	4,219	4,616	9,936	13,865	15,867	8,715
	最大値	246,870	341,694	1,934,156	2,892,501	3,294,275	3,294,275
	最小値	△ 73,312	△ 104,511	△ 4,923	△ 86,362	△ 26,522	△ 104,511
	標準偏差	41,944	55,956	273,214	395,560	448,119	297,361

出所：〔表 1〕に同じ。

(1) 銀行業における包括利益開示の実態分析

- ① 銀行業におけるその他の包括利益の主たる構成要素は、持合株式の保有によるその他有価証券評価差額金であった。
- ② その他の有価証券評価差額金は、株価変動の影響を直接的に受けることから、株価の変動に対応して、その他の包括利益が変動していた。
- ③ ただし、株価が上昇しているにも関わらず、その他の包括損失が計上されるケースがあり、その原因は、第 1 に、証券市場、為替市場あるいは金利の影響を受けたためであり、第 2 に、貸方のその他有価証券評価差額金を含むその他有価証券を処分したことにより組替調整が行われ、その他の包括利益が減額された

めである。

- ④ 上述の 2 つの原因のうち、組替調整が生ずるケースは、その他有価証券の処分のタイミングを選択することで、その他の包括利益のマネジメントを行いうる可能性がある。具体的には、多額のその他の包括利益が計上される期間に、その他有価証券の処分を行うことにより、その他の包括利益計上額を少なくすることが可能となる。
- ⑤ しかしながら、組替調整によるその他の包括利益のマネジメントは、その他の包括利益を減少させるのみであり、その他の包括利益を増加させるマネジメントはないことから、限定される。
- ⑥ 他のマネジメントは、有価証券を含む金融商品のポートフォリオによって、株

価変動の影響を最小化させることが考えられた。

- ⑦ 結論として、その他有価証券評価差額金を中心とするその他の包括利益および包括利益の変動は、市場環境、経済環境あるいは政府の政策といったマクロレベルの問題であり、企業経営といったミクロレベルの問題には直接的な関連がなく、その他の包括利益と包括利益は、企業業績の判断指標となるとは考えにくい。

(2) 製造業（電気機器業および輸送機器業）における包括利益開示の実態分析

- ① 製造業におけるその他の包括利益の主たる構成要素は、在外子会社の存在による為替換算調整勘定であった。
- ② 特に、輸送機器業においては、従業員数が多い企業であることから、為替換算調整勘定のみならず、退職給付に係る調整額もその他の包括利益の構成要素となっている企業が多く存在していた。
- ③ 為替換算調整勘定は、為替レートの変動の影響を直接的に受けることから、為替レートの変動に対応して、為替換算調整勘定が変動していた。
- ④ 為替レートの変動は、その他の包括利益のみならず、当期純利益にも影響を及ぼしていた。その結果、包括利益はより一層著しく変動した。
- ⑤ 輸送機器業においては、全体として包括損失が計上されている企業が少なく、当期純利益を下回るその他の包括損失が計上されていたが、その他の包括利益のマネジメントが行われていたとは考えにくかった。
- ⑥ その他の包括利益の構成要素となる為替換算調整勘定のマネジメントは、在外子会社の資本の減少や純投資ヘッジの実施が考えられたが、それは完全なマネジメントではなく、あくまでも部分的なマ

ネジメントであると考えられた。

- ⑦ 結論として、為替換算調整勘定を中心とするその他の包括利益および包括利益の変動は、市場環境、経済環境あるいは政府の政策といったマクロレベルの問題であるが、そのマクロレベルの問題は、当期純利益の変動にも直接的な影響を及ぼし、当期純利益とその他の包括利益の両者に関連があった。

以上がこれまでの分析で明らかとなったことであるが、つづいて、この分析に基づいて、包括利益開示の意義と課題を考察する。

当期純利益とその他の包括利益は、ともに企業自体に内在する要因（以下「内的要因」という）と企業を取り巻く外部の環境要因（以下「外在要因」という）の両者の影響を受けて変動するが、それらの要因の影響の大きさは異なっている。

当期純利益は内的要因の影響が大きく、外的要因の影響が小さい。その他の包括利益は内的要因の影響が小さく、外的要因の影響が大きい。したがって、これらの利益の質はそれが生み出される要因に着目すれば、異質なものであると考えることができる。当期純利益には企業自体の努力とそれに伴う成果が反映されることから、企業自体のマネジメントいかんによってもその数値が変動し、かつ伝統的な会計思考（実現・発生・対応・配分など）の適用いかんによっても、マネジメントがある程度可能となる。その他の包括利益は、その他有価証券評価差額金では組替調整や金融商品のポートフォリオ、為替換算調整勘定では資本減少や純投資ヘッジなどの限定的なマネジメントのみが可能¹⁰⁾であり、その多くはマクロレベルの変化により大きく変動する。

これら異質の利益を包括利益として報告することには3つの意義がある。

第1に、包括利益が純粋に資産と負債の変動から構成され、その変動により資産と負債

の実態が明らかになる¹¹⁾。

第2に、包括利益のうちその他の包括利益と当期純利益とを区別して示すことにより、経営者によるマネジメントが可能なのかどうかということが明らかとなる。さらに、マネジメントの可否の理由を明らかにし、もって、その他の包括利益の変動に関する説明責任を果たすことが可能となる（事後検証の効果）。

第3に、経営者がその他の包括利益に関する将来の変動リスクをどうみており、そのリスクに対する経営者のリスクマネジメントを説明することが可能となる（事前対策の効果）。これらの意義は、企業が将来において、獲得あるいは喪失するであろうすべてのキャッシュ・フローを現時点において明らかにするという事に結びついている。

包括利益の開示には、上述のような意義があるが、以下のような課題もある。

第1に、経営者のマネジメントが不可能であるものも含まれる包括利益の変動に関する責任について、株主が経営者の責に帰してしまいう可能性がある。

第2に、包括利益に示すその他の包括利益の割合が大きい場合、マクロレベルの変化によって、その金額の変動が大きくなり、純粋な企業業績の判断指標とはなりえない。他方、〔表6〕、〔表10〕および〔表14〕で明らかにしたとおり、特定の年度を除いて、包括利益に占める当期純利益の割合は、比較的安定していた。このことから、その他の包括利益の大幅な変動に連動して、包括利益に占める当期純利益の割合が変動する場合には、その変動に関する説明責任が生ずる可能性がある。さらに、前述したように、包括利益の変動に関し、経営者の責任となる可能性があるため、その変動への対応が求められることとなる。

第3に、本稿では十分に検討することができなかったが、退職給付に係る調整額につい

ては、従来オフバランスとなっていた過去勤務債務や数理計算上の差異といった内的要因の変化による変動であり、本来は当期純利益に即時反映されるか、あるいは調整額を資産や負債として計上し、償却を行う方法も考えられる。しかしながら、これはその他の包括利益に含められる。退職給付に係る調整額は、年金資産、退職給付債務あるいは割引率の見積といった経営者による判断および退職給付水準の改訂といった労使交渉の結果生ずるものであり、経営者によるマネジメントが可能なものもある。したがって、マクロレベルの変化とは必ずしもいうことができない。

以上の検討から、このような項目が包括利益に含まれることによって、その他の包括利益の項目が将来にわたって増加し続ける問題がある（Nobes, C and Robert, P [2010] pp.225～226¹²⁾）。また、このことから、当期純利益に含まれないすべてのフロー項目がその他の包括利益に含められ、その他の包括利益自体が異質なフロー項目の集合としてゴミ箱化（勝尾 [2015] 58頁）しかねない可能性があるという問題が存在している。

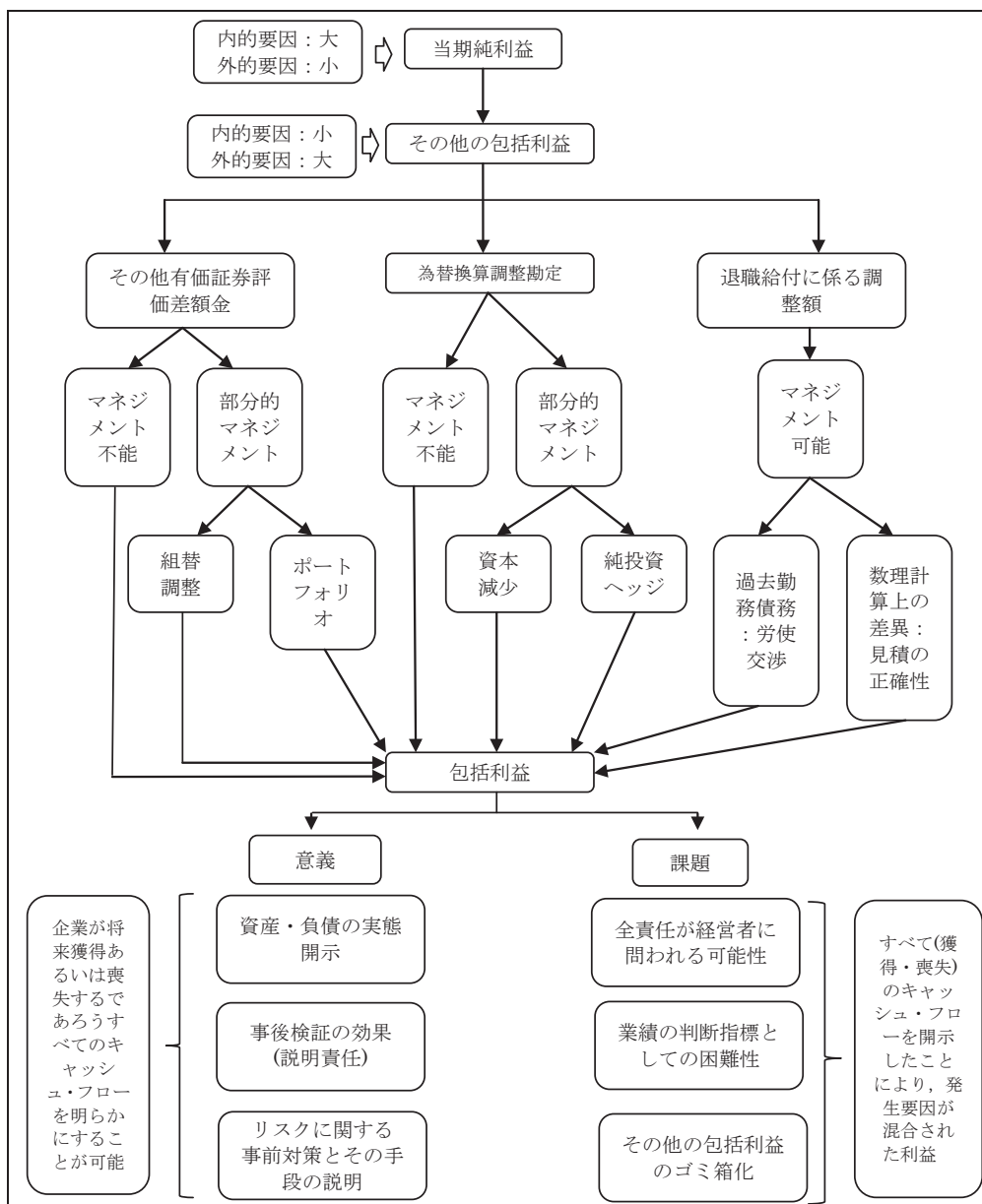
これらの課題は、企業が将来において、獲得あるいは喪失するであろうすべてのキャッシュ・フローを現時点において明らかにした結果、包括利益に発生原因の異なるキャッシュ・フローが混在してしまうという問題に結びつく。つまり、不可逆性と確定性という性質を有する当期純利益に結びつくキャッシュ・フローと反転性と不確実性という性質を有するその他の包括利益に結びつくキャッシュ・フローが混在された利益として、包括利益が計算されるという問題点がある。

以上の検討をまとめると〔図1〕のとおりとなる。

おわりに

本稿では、包括利益が開示される意義と開

〔図 1〕 包括利益開示の意義と課題



出所：筆者作成。

示に伴う課題を明らかにするために、銀行業と製造業における包括利益開示の実態分析を行った。その結果、その他の包括利益に含まれる項目は、基本的には、市場環境、経済環

境あるいは政府の政策といったマクロレベルの影響を直接受け、その金額が大きく変動するものであり、企業自体の経営や意思決定といったマイクロレベルの影響を直接受ける当期

純利益とは性質が異なるものであることが明らかとなった。ただし、マクロレベルの影響を受けるその他の包括利益ではあるが、限定的なマネジメントの可能性も指摘した。

このように異質な利益を合計した包括利益開示の意義は、第1に、資産あるいは負債の実態を明らかにすること、第2に、その他の包括利益および包括利益のマネジメントの可否に関する説明責任を事後の検証によって果たすことができる可能性があること、第3に、経営者のその他の包括利益および包括利益に関する将来の変動リスクに対する事前の対策を説明することを可能にすることであった。

他方、包括利益開示に伴う課題としては、第1に、その他の包括利益および包括利益が開示される以上、その変動の責任を経営者が負わねばならない可能性があること、第2に、包括利益は、マクロレベルの変化により金額が大きく変動するため、純粋な企業業績の判

断指標とはなりえないこと、第3に、その他の包括利益の項目が増加し、当期純利益に含まれないすべてのフロー項目が含まれる結果、その他の包括利益が異質なフロー項目の集合としてゴミ箱化しかねない可能性があることであった。

したがって、包括利益の開示は、当期純利益とその他の包括利益とを明確に区別し、それぞれが異質の利益であることが明らかにされるべきであろう¹³⁾。

また、本稿では、検討することができなかったが、それぞれの企業のその他の包括利益に含まれる項目の割合やそれらが包括利益にどのような影響を与えているのか、また、退職給付に係る調整額をその他の包括利益および包括利益の構成要素とした場合の問題点については、筆者の将来の課題としたい。

以上

(注)

- 1) なお、純利益、その他の包括利益および包括利益の海外における会計上の詳細な取扱いについては、吉田〔2011〕81～90頁を参照されたい。
- 2) 企業会計基準委員会〔2013〕第7項。なお、FASBにおけるその他の包括利益の項目は、大別して(1)外貨換算調整額、(2)売却可能価値証券の公正価値調整額、(3)デリバティブ商品による特定の利得あるいは損失および(4)年金(最小年金負債修正額など)から構成される(Eaton, T. V, Easterday K. E and Rhodes, M. R〔2013〕pp.32～33)。また、IASBにおけるその他の包括利益の項目は、(1)再評価剰余金の変動、(2)確定給付制度の数理計算上の差異、(3)在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額、(4)その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性の金融商品への投資による利得および損失(5)キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段に係る利得および損失の有効部

分がある(IASB〔2007〕para.7、企業会計基準委員会 財団法人 財務会計基準機構監訳〔2015〕A653頁)。

- 3) なお、Lees, L. L and Shane, P. B〔2012〕p.795では、当期純利益とその他の包括利益を区別する指標として、①持続性の程度、②事業の核として生じたか否か、③経営者による合理的な統制が可能か否か、④資産あるいは負債の再測定から生じたか否かの4つを示している。本稿では、包括利益の開示に関して、特に、③の経営者による合理的な統制の観点から分析している。
- 4) なお、その他の包括損失や包括損失という名称は、包括利益計算書において用いられておらず、そのような損失の概念は存在していないが、本稿では、便宜的に、その他の包括利益が負の値である場合には、その他の包括損失を用い、包括利益が負の値である場合には、包括損失を用いている。
- 5) なお、組替調整は、IFRSではリサイクリングと

わが国における包括利益開示の実態分析

呼ばれ、アメリカでは再分類調整と呼ばれているが、それぞれは実質的には同様の会計処理である。

- 6) なお、若林〔2009〕58頁においても、包括利益と当期純利益の統計的に優位な差異は、マクロ経済全体の景気動向と連動している可能性が指摘されている。
- 7) Jones, D. A and Smith, K. J〔2011〕pp.2048～2049では、その他の包括利益の一部については、時の経過によって、その他の包括損失へと反転することが指摘されている。このことから、当期純利益に含まれる項目は、反転することがないが、その他の包括利益に含まれる項目は、利益項目として計上されていたものが、その後、損失項目となる可能性があり、その場合には、著しい変動をもたらし、企業業績の判断指標としての適格性を有さないと考えることができる。
- 8) なお、製造業のうち、当期純損失を計上したが包括利益となっている企業と当期純利益を計上したが包括損失となっている企業の包括利益計算書の開示例は以下のとおりである。また、これは、一部の開示例であることから、それぞれに該当するすべての企業の開示例ではないことに留意されたい。

(1) 当期純損失を計上したが包括利益となっている企業

ルネサスエレクトロニクスの2014年度における包括利益計算書 (単位：百万円)

少数株主損益調整前当期純損失	△ 733
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	240
為替換算調整勘定	9,252
持分法適用会社に対する持分相当額	<u>24</u>
その他の包括利益合計	<u>9,516</u>
包括利益	<u><u>8,783</u></u>

(2) 当期純利益を計上したが包括損失となっている企業

バイオニアの2012年度における包括利益計算書 (単位：百万円)

少数株主損益調整前当期純利益	4,254
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	△ 2,270
繰延ヘッジ損益	△ 79
為替換算調整勘定	△ 1,290
持分法適用会社に対する持分相当額	△ 51
海外子会社年金調整額	<u>△ 775</u>
その他の包括利益合計	<u>△ 4,465</u>
包括利益	<u><u>△ 221</u></u>

- 9) 為替換算調整勘定と併せて、その他有価証券評価差額金の割合も一定程度ある企業が23社および退職給付に係る調整額もある企業が15社存在しており、輸送機器業の大部分が為替換算調整勘定で占められているわけではないことに留意されたい。
- 10) なお、本稿で指摘した以外にも、その他の包括利益のマネジメントとして、庄司〔2010〕45～46頁においては、その他有価証券評価差額金は、持合株式や戦略投資に関する方針として、退職給付に係る調整額は、退職給付制度の問題としておよび為替換算調整勘定は、同一通貨における資産と負債あるいは資本のバランス管理として行いうることを指摘している。
- 11) 資産あるいは負債といったストックの公正価値情報の有用性の分析については、桜井〔1993〕23～37頁を参照のこと。
- 12) さらに、若林〔2009〕31頁においても、その他の包括利益に含まれる構成要素は新たな会計基準の導入によっても変化することが指摘されている。
- 13) 本稿では検討していないが、若林〔2009〕176および189頁によれば、当期純利益とその他の包括利益を区別して開示する意義は、当期純利益に含まれる経営者の意図や経営者が有する私的な情報を明らかにすることに求められるとしている。

(参考文献)

- AAA's Financial Accounting Standards Committee [1997] An Issues Paper on Reporting Comprehensive Income”, *Accounting Horizons*, Vol.11, No.2, pp.120 ~ 126.
- Beresford, D. R, L. T Johnson and Reither, C. L [1996] Is a Second Income Statement Needed?, *Journal of Accountancy*, Vol.181 No.4, pp.69 ~ 72.
- Eaton, T. V, Easterday K. E and Rhodes, M. R [2013] The Presentation of Other Comprehensive Income — FASB's Recent and Proposed Changes, *The CPA Journal*, Vol.83, No.3, pp.32 ~ 35.
- FASB [1997] *SFAS No.130, Reporting of Comprehensive Income*, FASB.
- IASB [2007] *IAS No.1, Presentation of Financial Statement*, IASB, 企業会計基準委員会 財団法人 財務会計基準機構監訳 [2015] 『国際財務報告基準 (IFRS) 2015』 中央経済社.
- Jones, D. A and Smith, K. J [2011] Comparing the Value Relevance, Predictive Value, and Persistence of Other Comprehensive Income and Special Items, *The Accounting Review*, Vol.86 No.6, pp.2047 ~ 2073.
- Lees, L. L and Shane, P. B [2012] Academic Research and Standard-Setting: The Case of Other Comprehensive Income, *Accounting Horizons*, Vol.26 No.4, pp.789 ~ 815.
- McCoy, T. L, Thompson, J. H and Hopkins, M. A [2009] Early Evidence of The Volatility of Comprehensive Income and Its Components, *Academy of Accounting and Financial Studies Journal*, Vol.13, Special Issue, pp.83 ~ 92.
- Nobes, C and Robert, P [2010] *Comparative International Accounting, Eleventh Edition*, Pearson Education Limited.
- 企業会計基準委員会 [2006] 『討議資料「財務会計の概念フレームワーク」』 「第三章 財務諸表の構成要素」 企業会計基準委員会.
- 企業会計基準委員会 [2013] 『企業会計基準第 25 号 包括利益の表示に関する会計基準』 企業会計基準委員会.
- 勝尾祐子 [2015] 「概念フレームワークにおける利益概念」 『企業会計』 第 67 巻第 9 号, 51 ~ 60 頁.
- 桜井久勝 [1993] 「ディスクロージャー拡大の回顧と展望」 『會計』 第 144 巻第 3 号, 23 ~ 37 頁.
- 庄司素子 [2010] 「日本企業における IFRS 導入の課題—マネジメントアプローチと投資採算管理—」 『証券アナリストジャーナル』 第 48 巻第 5 号, 36 ~ 46 頁.
- 富田亜紀 [2011] 「日本企業における為替換算調整勘定への対応—IFRS / 包括利益導入に向けて—」 『Mizuho Industry Focus』 第 93 巻, 1 ~ 21 頁. (http://www.mizuhobank.co.jp/corporate/bizinfo/industry/sangyou/pdf/mif_93.pdf)
- 吉田武史 [2011] 「その他の包括利益の概念に関する一考察—当期純利益とその他の包括利益の関係性を中心として—」 『横浜商大論集』 第 45 巻第 1 号, 80 ~ 121 頁.
- 若林公美 [2009] 『包括利益の実証研究』 中央経済社.

(Abstract)

In this paper, we analyzed comprehensive income that has been disclosed in recent years, in the banking industry and the manufacturing industry (electrical equipment industry and transport equipment industry). As a result, the other comprehensive income is influenced by market environment, economic environment or government policy, such as macro-level directly. And then the other comprehensive income varies greatly. Net income is influenced by direct the

effects of micro-level, such as management and decision-making of the entity. In addition, the other comprehensive income has capacity that performs limited management.

The significances of comprehensive income are as follows. First is to clarify fact of assets or liabilities. Second is a possibility that it is possible to fulfill the accountability about the management of the other comprehensive income. Third is required to make it possible to explain the future of risk related to the other comprehensive income and comprehensive income of management.

On the other hand, the problems of comprehensive income are as follows. First is a possibility positive management as responsibility of the variation of comprehensive income. Second is that comprehensive income is not to be corporate performance, because it is a large amount by a change in the macro-level. Third is that the other comprehensive income becomes a dumpster as a collection of flow items.

We conclude that net income and the other comprehensive income are distinguished and each income is revealed to be different income.